

多賀城市元気回復こもらないで事業 (シルバーふれあいサロン)

閉じこもりがちな高齢者に対し、仮設住宅にて、健康チェックや生活支援等のサービスを実施することにより、社会的孤立感の解消や、心身機能の維持向上を図り、要介護状態または要支援状態への進行を防止する。

仮設住宅支援全体図 (ビジョン)

多賀城市

仮設支援の目的

1. 健康な生活 → 健康づくりの実践
2. 孤独死は絶対出さない → 見守りのネットワーク化(早期対応)
3. 生活の再建支援 → 被災者からの脱却
4. 自治・共助の芽を育てる → 地域福祉の向上

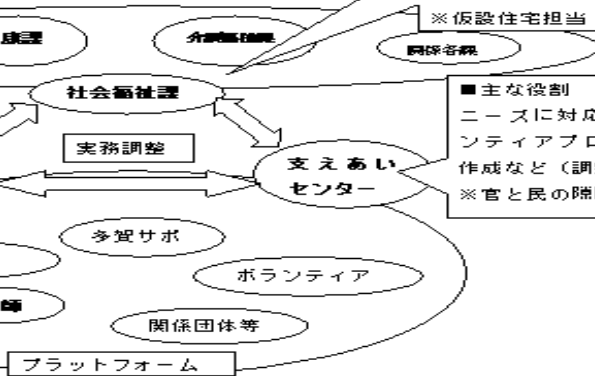
実現に向け
た支援体制

■主な役割
保健福祉部内各課及び市業務の調整・推進
(公的福祉サービス調整機能)
※仮設住宅担当

■主な役割
安否確認及び健康管理をテーマに掲げ、居住者の自立を図る業務展開(見守り・ニーズ把握機能)
(集会所の利用促進)
※民間活力発揮

■主な役割
ニーズに対応したボランティアプログラムの作成など(調整機能)
※官と民の隙間を充足

■主な役割
定期的な見回り訪問・相談→状況把握→公的支援



～プラットフォームとは～

必要な支援をするために様々な団体が「ゆるやかな連携」を取りながら、それぞれの団体の特徴を活かし、必要な情報提供や支援を行ってもらうネットワークを意味する。

地点
ール

- 仮設住宅入居者が、健康で自ら望む地域で生活再建をしよう！
- つながり、支えあいが強固な地域福祉活動の推進！



地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①市区町村名	多賀城市
②人口（※1）	61,792人（平成25年3月31日現在）（ ）
③高齢化率（※1） （65歳以上、75歳以上それぞれについて記載）	65歳以上：12,387人（20.0%）（ ） 75歳以上：5,703人（9.2%）
① 取組の概要	東日本大震災に伴い仮設住宅に同居した高齢者を対象に、健康管理や生活指導を行い、要介護状態または要支援状態への進行を予防し、仮設住宅内での孤立感の解消、コミュニティ形成を目的とする。
⑤取組の特徴	健康チェック、創作活動、健康体操、懇談会等を実施し、心身機能の向上を図る。仮設住宅の集会室等4カ所を会場とし、週1回ずつ実施している。
⑥開始年度	平成23年度
⑦取組のこれまでの経緯	震災後の平成23年7月から4カ所の仮設住宅で実施。参加人数に合わせてスタッフを配置している。仮設住宅の管理会社と連携し、対象となる方々へ声がけし、参加を促している。
⑧主な利用者と人数	・各仮設住宅同居者及び市民（65歳以上） ・平成24年度 4会場で189回実施 実697人、延べ2121人
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	多賀城市社会福祉協議会に業務を委託し実施。
⑩市区町村の関与（支援等）（※2）	委託額3,500,000円（予算額）
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※3）	地域支え合い体制づくり助成事業補助金
⑫取組の課題	今後、仮設住宅から地域へ戻る利用者の方々への継続した支援
⑬今後の取組予定	平成25年度も引き続き実施。
⑭その他	
⑮担当部署及び連絡先	多賀城市保健福祉部介護福祉課高齢支援係 368-1141（内線666）

※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。

※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。

※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。

○多賀城市元気回復こもらないで事業実施要綱

(平成20年3月31日 告示第45号)

改正 平成23年 2月18日 告示第14号

(目的)

第1条 この要綱は、家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所による生活支援等のサービスを提供する事業（以下「元気回復こもらないで事業」という。）を実施することにより、当該高齢者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図り、もって要介護状態又は要支援状態への進行を防止することを目的とする。

(対象者)

第2条 元気回復こもらないで事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する在宅の65歳以上の者であること。
- (2) 家に閉じこもりがちな者であること。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定において自立と判定された者であること。

一部改正〔平成22年告示14号〕

(事業内容等)

第3条 市長は、多賀城市シルバーヘルスプラザその他適当と認める施設に元気回復こもらないで事業を実施するための担当者（以下「実施担当者」という。）を配置し、当該施設において元気回復こもらないで事業を実施するものとする。

2 元気回復こもらないで事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 健康チェック
- (2) 運動機能を向上させるための支援
- (3) 脳を活性化させるための支援
- (4) 創作活動
- (5) 給食サービス
- (6) 送迎
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

一部改正〔平成22年告示14号〕

(利用回数)

第4条 元気回復こもらないで事業の利用は、対象者1人につき1週間に1回を限度とする。

(実施担当者の要件)

第5条 実施担当者は、介護に関し相当の専門的知識を有する者とし、第8条第1項に規定する利用者のニーズを把握した上で、的確に元気回復こもらないで事業を実施することができる者とする。

(利用者登録の申請)

第6条 元気回復こもらないで事業を利用しようとする対象者は、多賀城市元気回復こもらないで事業利用者登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

(登録の可否決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、元気回復こもらないで事業を当該申

- 請をした対象者に利用させることの必要性を検討し、当該利用の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により利用の可否を決定したときは、多賀城市元気回復こもらないで事業利用決定通知書（様式第2号）により、当該利用の申請をした者に通知するものとする。
 - 3 市長は、元気回復こもらないで事業の利用を可とする決定をしたときは、その対象者（以下「利用者」という。）を多賀城市元気回復こもらないで事業利用者登録台帳（様式第3号）に登録するものとする。

一部改正〔平成22年告示14号〕

（利用者に係る調査等）

第8条 市長は、第3条第2項第1号の健康チェックの結果に基づき、利用者に設定した目標の達成状況について、おおむね6月ごとに評価を行い、それぞれの利用者に係る元気回復こもらないで事業の実施について見直しをするものとする。

- 2 市長は、前項の評価により、利用者が要介護又は要支援の状態にあると認めるときは、当該利用者又はその家族等に対し、要介護認定又は要支援認定に係る申請をするよう勧奨するものとする。

（登録の変更）

第9条 利用者は、住所、氏名その他申請書に記載した内容に変更があるときは、多賀城市元気回復こもらないで事業利用者登録変更届（様式第4号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

一部改正〔平成22年告示14号〕

（実施の解除等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、元気回復こもらないで事業の実施を解除するものとする。

- (1) 利用者が第2条に定める対象者の要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 利用者から元気回復こもらないで事業の利用を中止する旨の申出があったとき。
 - (3) 利用者が老人ホームその他の施設に入所したとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、元気回復こもらないで事業の実施を不相当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定による解除をしたときは、元気回復こもらないで事業解除通知書（様式第5号）により、当該解除に係る利用者に通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による解除をしたとき又は利用者が死亡したときは、多賀城市元気回復こもらないで事業利用者登録台帳から当該利用者の登録を抹消するものとする。

一部改正〔平成22年告示14号〕

（利用者の負担）

第11条 元気回復こもらないで事業の利用は、無料とする。ただし、第3条第2項第5号の給食サービスを受ける場合の当該実費については、利用者が負担するものとする。

（業務の委託）

第12条 市長は、第1条の目的を達成するために適当と認められる法人に元気回復こもらないで事業に係る業務（利用者の登録の可否の決定その他市長が必要と認める事項を除く。）を委託する。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、元気回復こもらないで事業の実施に関し必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(告示の廃止)

2 多賀城市生きがい対応デイサービス事業実施要綱（平成12年告示第101号）は、廃止する。

附 則（平成23年2月18日告示第14号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

様式 略